

丁-26

辛亥教諭講話



教諭

准フニ夫レ、帝國人隆運ハ千古ニ卓絶シ、皇上ノ威徳ハ四表
光被シ、朝鮮ノ領域既ニ帝國ノ版圖ニ歸シ、東洋ノ平和ハ茲
益、其ノ基礎ヲ鞏固ナラシム。誠ニ是レ昭代無比ノ盛事ニシテ、
國民ノ康福何事カ之ニ加ヘム。
此ノ時ニ膺リ、内教化ノ普及ト民力ノ涵養トヲ期シ、外國光ノ宣
揚ト治績ノ擴充トニ努メ、以テ 皇上ノ聖徳ニ報答シ、公共ノ福
利ヲ増進スヘキハ、是レ我國民ノ急務ニシテ、佛祖化導ノ本旨
亦實ニ此ニ存ス。
正法弘通スレハ、佛天衛護シテ王化太平ナリトハ、高祖大師至切
ノ親教ニシテ、忠孝雙ヒ全ケレハ、天地加護アリテ陰陽ノ惠ヲ受
クトハ、太祖大師徹悟ノ慈訓ナリ。顧ミルニ國運ノ發展ハ國民智

徳ノ向上ニ在リ。而シテ智德ノ開發ハ金剛不壞ノ信念ヲ培養スルヨリ急ナルハ莫シ。信念堅實ナレハ、智ニ偏邪ナク徳ニ虛妄ナクシテ、國家ノ治績自カラ舉リ、佛祖ノ正法亦自カラ治チカラム。抑、我宗修證ノ妙義タル、懺悔ノ慈門ヲ開キテ三業ノ穢濁ヲ淨除シ、正傳ノ佛戒ヲ傳ヘテ本性ノ智徳ヲ顯現シ、利生ノ功德ヲ慈悲ノ願心ニ攝メ、報恩ノ正道ヲ忠孝ノ行持ニ盡シ、以テ自覺覺他ノ佛徳ヲ成滿スルニ在リ。若シ克ク之ヲ守ルニ淨信ヲ以テシ、之ヲ行フニ敬愛ヲ以テセハ、王法佛法兼チ備ハリ、眞諦俗諦並ヒ全ク、國民ノ天職、佛子ノ本分タルニ於テ遺憾ナキコトヲ得ム。我宗ノ道俗、其レ克ク旃ヲ勉メヨ。

明治四十四年二月十五日

大本山永平寺貫首 勅特賜性海慈船禪師森田悟由
大本山總持寺貫首 勅特賜大圓玄致禪師石川素童

辛亥教諭講話

只今發讀したるは我が舊聞大本山貫首貌下より、本年二月十五日を以て全國一般の門禁寺院及び檀徒信徒各位に對し發せられたる御教諭の全文である。御承知の通り兩大本山貫首貌下は年々是の如く親しき御教諭を道俗一般に發せられ、帝國臣民としての覺悟と佛祖の兒孫としての用心とを御諭し下されてあるが、取り分け今回の御教諭は國民道德の綱領と信抑行持の標準とを開示せられたものであるから、本宗の道俗として高祖太祖罔極の慈恩に浴する者は、最も深く御慈慮の存する所を領解して、從茲至夜、暫時も忘ること無く峯々服膺するの覺悟が肝要である。此の御教諭文は大段が四段に分れて、第一段には國家の現状を述べて 皇德の無窮を稱へ奉り、第二段には國民の覺悟を諭して佛祖化導の本懷を明らかにし、第三段には高祖太祖の親訓に基づきて國運發展の大本を示され、第四段には本宗特得の教義たる修證一如眞俗不二

の法門を開演して全編を結ばれたのである。第一段がまた三節に分れ、冒頭の第一節に於て我國の現状を絞めて

惟フニ夫レ、帝國ノ隆運ハ千古ニ卓絶シ、皇上ノ威徳ハ四表ニ光被シ、

と仰せられた。抑も我が國は天照皇大神が「豊葦原の瑞穂の國は吾が子孫の君臨すべき所なり」と宣ひ、皇孫瓊々杵尊を天降らして大八洲を經營せしめ給ひたる神代の大昔の事蹟は申すも畏こし、神武天皇が日向の高千穂を出て、中州を平定し都を大和國櫛原に定め仁政を四海に敷き給ひしより、天日嗣の隆なる天壤と與に窮り無く、御歴代の天皇は何れも叡聖文武の徳に富ませられ、神武天皇の御即位を紀元として二千五百七十一年の今日に至る迄、皇統一系、君臣一徳、未だ曾て一毫も國體の神聖を侵したことあらず、誠に是れ全世界に比類なき最尊最勝の御國と申すべきものである、徳川氏の世を治むるに至りて、専ら力を内治の一方に注ぎ歐米文明の大氣は鎖國

の牢關に阻てられ、我が國は久しく絶海の仙郷として昇平の夢を樂んで居たのである、然るに叡聖文武なる我が天皇陛下に於かせられては御即位の初に當り王政復古の大業を成就し給ひ、明治元年三月十四日には五箇條の御誓文を發して開國進取の國是を定めさせられ、封建の制を廢して廣く人材登庸の路を啓き五港を開いて各國との通商を約せられ萬國の文物制度を調査して其の善き物を探り以て文明進歩の基礎を定めさせ給ふたのである、爾來僅かに四十有三年の間に於ける鴻業偉蹟は擧げて數ふべからず、教育の大本を定め治國の綱領を示し憲政を敷き議會を開き法制を整へ民心を安んじ、且つ常に東洋永遠の平和と帝國文運の發達とに大御心を注がせられ、明治二十七八年には支那と戰を交へ三十七八年には露國に對して戰を開き併に古今未曾有の大勝利を收め給ひしも、其の御方針は終始一貫唯々世界人道の爲め東洋平和の爲めといふより外はあらせられぬ、是れが爲め我國は一躍して一等國の班に列し帝國の光輝は燦然として宇内に宣揚するに至りたるも、陛下に於かせられては益々民心の御策勵

に御転念あらせられ、「夏の夜も寐覺め勝にぞ明しける世のため思ふこと多くして」の御製「世は安く治りぬとて世の人のゆるぶ心ぞ仇になるべき」の御製さへ遊ばされたり承はり奉るのである、されば我が國體の精華と教育の精神とは幾と世界の模範となり、世界列國をして 陛下たゞを稱へ奉るに君主の龜鑑きかん、文明の神を以てするに至つたのである、ソコで御教諭の劈頭に於て「帝國の隆運は千古に卓絶し 皇上の威徳は四表に光被し」と申されたのである、隆運の隆は勢ひの盛んなること、運は國家文明の氣運をいふ、卓絶の卓はタカシ絶はスグルと訓じ他に越えて秀づること 威徳は御稜威と御文徳の兼ね備はるをいふ、四表の表は外の字に同じ、故に四表は四海の外といふが如し、光被の被はオホウともオヨブとも訓じ、聖徳の光り日月の如く普く中外を照し覆ふをいふ、乃ち我が帝國國運の隆盛なることは萬邦に秀でゝ古來未だ曾て見聞せざる所である、從つて 天皇陛下の御稜威と御文徳は旭日はの東天に輝くが如く既に四海の外でまでも御照し下されて居る、故に第二節には其の聖徳鴻業の最も偉大なる事實を

擧げて、

朝鮮ノ領域ハ既ニ帝國ノ版圖ニ歸シ、東洋ノ平和ハ茲ニ益、其ノ基礎ヲ鞏固ナラシム、

と仰せられたのである、朝鮮と我國とは遠く數千年の往古より最も密接なる關係を有して居つた、殊に朝鮮は東洋大陸の極東に位し、我が國とは僅かに一葦帶水を隔つるに過ぎざるを以て、韓國時代に於ける同國の盛衰消長は直接に我が國の利害得失に關するのみならず、延ては東洋の治亂興廢にも拘はるべき重大なる關係が有つたのである、日清の戰爭も日露の戰爭も皆な其の原因を韓國問題に發したるものなることは言ふ迄も無い、日露の役後韓國を我が帝國の保護の下に置き、専心一意同國の富強と國民の幸福とを增長するに努めたるも、如何せん、彼の國狀は我れをして完全に統治の効を收めしむること能はず、彼の國の民心は猶ほ甚しく混亂の狀態に在つたのである、そこで韓國皇帝は到底此の儘にては韓國の安寧を保ち國民の幸福を進むるに由な

きを認め、遂に韓國の全部を擧げて我が國に併合し、其の統治權を我が天皇陛下に譲り奉ることとなつたのである。我が天皇陛下は韓國の幸福と東洋の平和とと思召され遂に韓皇の讓與を御受諾あらせられ、乃ち昨年八月二十九日を以て韓國併合の大詔を煥發あらせらるゝに至つたのである。之れと同時に前韓國皇帝を冊して王と爲して昌徳宮李王と稱し、皇太子を王世子とし太皇帝を太王と爲して德壽宮李太王と稱し、其の他王妃、太王妃、王世子妃、等に至るまで待つに皇族の禮を以てせらるゝの殊典を施され、百官有司の勳功ある者に對しても叙爵の恩典を賜ひ、一般國民には租稅の減免及び御救恤の恩惠を賜はり、罪囚者に迄も大赦の特典を行なはせられ、國號を朝鮮と改稱せしめられ、且つ總督府官制を定め朝鮮總督府に總督を置き以て諸般の政務を統轄せしめられ、茲に全く併合の實を擧げらるゝに至つたのである。東洋禍亂の淵源たりし朝鮮の問題も斯く確實に解決せられたるを以て、東洋平和の基礎とだいは今より益々鞏固なるべとは當然であるからして、御教諭に於て「朝鮮の領域は既に帝國の版圖に

歸し東洋の平和は茲に益々其の基礎を鞏固ならしむ」といはれたのである。領域の領は領分、域はサカヒ又はカギリと訓じて土地の境界のこと、版圖は戸籍と地籍のことなれども今は單に領土といふことゝ見れば宜い、此の朝鮮併合に就ても第一に思ひ起すは我が天皇陛下の御聖德の偉大にあらせらるゝことである。古今東西の歴史とくにを見てても、一國の主權が他國の手に移るの場合は多くは武力に訴へて居る、平穏無事に主權の譲り渡しを終りたる例は極めて僅少である、殊に朝鮮併合の様に圓滿に且つ平和に成立したるは實に世界に類例なき程の美蹟である、ソハ韓國告別の御辭じよぜを見ても解る、その辭の後段に於て主權譲與の目的を示して「確然自ら斷じて茲に韓國の統治權を從前より親信修交せる隣國大日本皇帝陛下に譲與し、外東洋の平和を確固にし内八域の民生を保全せんとす云々」といはれてある、又我が天皇陛下の御詔ごんわことのりにも「韓國の現制は尙未だ治安の保持を完するに足らず疑懼の念毎に國內に充溢し民其の堵に安せず、公共の安寧を維持し民衆の福利を増進せむが爲には、革新を現制に加

ふるの遙くべからざること瞭然たるに至れり云々」と仰せ遊ばされてある、斯く朝鮮は一兵をも動かさず一滴の血をも流さず和氣藹然たる中に於て其の局を結ばられたのである、そも我が國の版圖は明治の御代となりてより、非常の勢を以て擴張せられ、明治四年に琉球諸島を併合して確然我が版圖たるに決せしより、千島列島を始めとして、臺灣檺太それに朝鮮、殊に朝鮮は面積一萬四千方里人口約一千萬人といへる一大半島であるから、此れ等を通算すれば僅々四十年の間に我が國の領域は優に二倍を示して居る、而して其の發展の徑路は盡く平和と人道とに出でざるは無いのである、吾々は幸にして生を人界に稟け殊に世界無比の御國に生れ、上には聖明の大君を戴き奉り、萬國羨望の間に在りて飽まで仁政の恩波に浴し、加之佛祖正傳の佛法に值遇して高祖太祖岡極の慈蔭を蒙むり奉ることを得るといふは、何等の幸運でありませう、故に第三節に於て

誠ニ是レ昭代無比ノ盛事ニシテ、國民ノ康福何事カ之ニ加ヘム

と申されたのである、昭代の昭はアキラカと訓じて光り耀くことであるから文明の光輝ある御代を昭代といふ、盛事の盛は繁興長榮の意であるから最も感激すべき盛大なる出來事を盛事といふ、取分け朝鮮併合の如きは有史以來の大盛事である、何故なれば朝鮮の我が國に於ける殆ど唇齒の關係を有して居りしのみならず、古代に遡つて見れば神代の時既に素盞鳴尊は新羅國に到り曾戸茂梨（今の江原道の春川ともいひ又は慶州であるともいふ）に住し給ひ、後に出雲國篠川上に來り給ひしも常に往復は絶たれなどとある、後ち崇神天皇の御代には始て朝貢使を我に送り且つ我が國の保護を請ふたことがある、其の後ち神功皇后の三韓征伐ありてより益々親密を加へ、應仁天皇の御代に百濟王は阿直岐を遣はして入貢せしめ、博士王仁は來りて論話、千字文等を獻じて我が國の文教を起し、欽明天皇の御代には佛像經論等を献じ始て我が國に佛教の曙光を放つたのである、是より後數百年の間我が國は直接に間接に彼の國を保護するの位地に立つて居られしことは言ふ迄も無い、尤も天智天皇以後は内治の方面に

急なりしが爲めドチラかといへば、彼の國との關係も稍や疎遠になつた方であつた。鎌倉時代に至りて高麗王は元の勢ひに服從して、同盟して屢々我が國を侵したりしも、遂に大失敗に了つたことは、皆な人の知る所である。豊臣氏が政を執るに及んて有名なる文祿慶長の役ありしも、太閤の薨去に至りて事遂に止めり、徳川氏が世を治むるに至つて交際を舊に復したるも少かに彼の國より使節を遣はして聘禮を行なはしめたる位のもので、別に著るしき出來事もあらざりし、是れ鎖國主義の爲めに海外諸國との關係が極めて單純であつた故であつたろうと思ふ。明治維新の後我が國は大に力を外交に用ゐんとし屢々使を朝鮮に遣はして舊誼を温めんとせられたるに、彼の國は我が好意を無し却て禮を失したる應答に及びければ、我が國の體面上之を等閑に付すべきものに非ずといふので、時の陸軍大將西郷隆盛等の諸氏が奮然として征韓論を主張するに至つたのである。廟議二分して征韓論者は袖を連ねて職を辭し、其の結果として國論頗る沸騰し、明治七年には江藤新平等兵を佐賀に起したるも事成らずして敗

れ、同九年には熊本敬神黨の亂あり、同十年に至りて西郷隆盛兵を鹿児島に擧げ遂に西南の大亂を起したのである。此れ等は何れも對韓政策に基因したる一大波瀾であつたのであるから、彼等の行動は甚だ非なりとするも其の精神に於ては固より叛逆の意味は持て居らぬ、全く朝鮮問題の犠牲になつた者である。其の後彼の國は幾多の變遷を経て我が國との關係は益々複雜を極めたるも、我が國の方針は終始一貫して東洋の平和と韓國の保全とに在つたのである。然るに明治二十七年に至り彼の國に東學黨の亂起り勢焰猖獗を極めたれば我が公使は清國に對し相協力して朝韓の内政を革新し將來の治安を保持せんことを謀りたるも、清國は之に應ぜざるのみか却て益々韓國の獨立を無視するの行爲に出てたるを以て、我が國は事止むことを得ず遂に清國と戰を交ゆるに至る、二十七八年大役が即ち是れである。それより以彼の事は前節に於て述べた通りである、是の如く朝鮮の問題は我が國有史以來の一大懸案であつたのであるが此度といふ此度こそは此の問題を解決して東洋禍亂の淵源を杜絶し、我が國の光輝を

宇内萬邦に宣揚するに至つたのは實に昭代無比の大盛事といふべきである。而して吾々御互が斯かる昭代の治世に遇ひ奉るといふは、「國民の康福何事か之に加へん」とて、此の上も無き愉快なる幸福ならずやとの御語である。康はヤスシともタノシミとも訓じ福はサイハヒと訓すれば、康福とは樂しみ多き景福といふことである。斯くまで幸繁ある國民となりし上は、其の責任も亦た一層の重きを加へたるは勿論、將來に對しては深き／＼覺悟を定め、以て 陛下の大御心おほごこころと國家の目的とに對しては、彌まが上にも善美なる効果を現はすことに努力せねばならぬ、依て第二段は之を二節に分けて國民の覺悟と佛祖化導の御本懷とを明らかにし、先づその第一節に於て

此ノ時ニ膺リ、内教化ノ普及ト民力ノ涵養トヲ期シ、外國光ノ宣揚ト治績ノ擴充トニ努メ

と御諭しになつたのである、此の一節は刻下の一大事として我が國民の覺悟し實行すべき要點であるから「此の時に膺り」といはれたのである、總じて國運の大發展を遂

行せんと欲せば、必ず二ヶの方面に注意せねばならぬ、乃ち退て内を治むること、進んで外に當ることである、一箇人若くは一家庭の上でも矢張此の二點を雙び全うせねばならぬ、一身の道徳は能く修まつても外に對する働きが無いとか、外に向つては立派に活動はするが内徳が甚だ素れて居るとかいふ様な事では、俱に完全なる人とは許されぬ、國家をして健全に發達せしむるの道も亦た同じ譯合である、然らば内を治むるの方法はどうかといふに、教化の普及と民力の涵養との二點に向て確實なる成功を期することが最も至要である、教化といふは、教は上より下をもしへて之を善に導くをいふ、化は老子に「無爲にして化す」禮記に「民を化し俗を成す」とある化の字の意である、乃ち惡を變じて善となし邪を變じて正となし、教導訓育の力に依て感化く教化の機關ならざるは無い、人生ながらにして智者たり學者たり政治家たり藝術家たり聖人たり君子たる者は無い、必ず教育感化の力を藉りて其の智能を啓發し其の

徳器を成就するものである、人をして人たらしめ神たらしむるも、盡く是れ教化の賜である、然るに今日我が國民の教化状態は如何でありませう、學校教育の一ことは年を追ふて發達し権家蟹戸の僻陬までも學校の設けあらざるは無く、孤獨の児童に至るまで、教育の恩恵に浴せざるは無い、縱ひ其の方法に於て未だ多少の缺點あるを免がれずと雖も、上下心を一にして益々改善を加へ進歩を圖らば、必ずや理想的教育の實現を見るこども出来るであらうと思ふ、併し其の他の教化機關は果して如何なる状態であるかといふに、家庭教育の如きは未だ其の必要をだに感ぜざる者が多いではあるまいか、社會教育の如きは其の機關すらも満足に設けられては居らぬ、兩三年來精神教育、徳性修養といへる聲は在々處々に其の響きを發しては居るが、精神を誘惑し徳性を攪亂するやうな道具の方はそれ以上に蔓延の兆候を露はして居りはせぬかとも思はるゝ、而して精神教育の中堅たるべき宗教の方面はどうかといふに遺憾ながら不行届である、教化の全たからざる結果としては、動もすれば不調和なる個人主

義に陥るりて利己一點張りの人間となつたり、無氣力極まる厭世思想を抱いて人としての責任も義務も全然之を抛擲して顧みざるやうな者を出したり、又は十九世紀の中葉より歐洲に現はれたる文藝上の自然主義などを濫用して、妄りに情慾を恣々にし、得々として毫も耻づることを知らざる者あるに至る、實になさけ無きことならずや、殊に本月十八日大審院の特別法廷に於て判決を受けたる彼の無政府主義の一類の如きは、其の極惡非道、天人俱に容さざる所、其の罪五逆罪を並び犯すにも勝りて實に言語道斷である、斯る逆賊を出したるは我が國史的一大汚點にして我が國民的一大耻辱といはねばならぬ、帝國の隆運は赫々として千古に卓絶するにも拘はらず、一面には此れ等幾多の不祥事を現出するは、全く教化の力未だ普及するに至らざる爲めてはあるまいか、少なくとも教化の薄弱といふことが原因中の主要なるものと思ふのである、故に今後は國家の全力を盡くして飽までも教化の普及に努め以て國民的精神を健全に發達せしめねばならぬ、次には民力の涵養といふことが大切である、民力とは國民の

實力である、殖產興業に關する經濟的實力は言ふに及ばず、職務の整理、生活の獨立、智識の進歩、德性の開發、其の他民心の一致、事業の發達等も皆な國民的大勢力の要素である。涵養の涵はウルホス又はヒタス等と訓じて、表面ばかりで無く中心より養なひ育づるのが涵養である、教育の御勅語に御示し下されてある忠孝和信の道、恭儉博愛の德、乃至、戊申の御詔書に御諭し下されたる「上下心を一にし忠實業に服し勤儉産を治め惟れ信惟れ義醇厚俗を成し華を去り實に就き荒怠相誠め自強息まるべし」の御聖訓の如きは、實に民力の涵養に於ける永久不磨の大原則である、以上述べ來りし如く退て内を治むる方法は教化の普及と民力の涵養とを以て眼目とせねばならぬ、それから進んで外に當るの道はどうかといふに國光の宣揚と治績の擴充、此の二點を以て主眼と致さねばならぬ、國光は國家文明の光輝である、宣揚の宣はアマチシ又はノブと訓じて遠く及び普ねく至るの意、揚はアグと訓じ物の高く顯はるゝの意、乃ち我が國文明の光りを遠く世界の邊に迄も輝き顯はすを宣揚といふ、治績の治はオ

サム績はイナヲて國を治め民を治むる事業の成功したこと、擴充の擴はヒロム充はミタスで物を推しひろげて隅々に迄も滿ち塞がることである、國光を宣揚するには國家の實力を強固にし國家の體面と國民の名譽とを重んじ、而して物質的の文明も精神的の美德も俱に全世界の模範を以て自ら任する程の覺悟を究め、且つ其の實蹟を擧ぐる事に努めねばならぬ、又治績を擴充するには内地の治平は言ふに及ばず、朝鮮、樺太、臺灣の如きも官民一體となつて能く之を治め、更に進んでは各國に散在して居る我が國民の上に迄も文明の德化が行き亘りて、一箇の惡人も無く一人の不良者なきまでに盡さねばならぬ、若し能く是の如き覺悟を有し相共に之が實行に努力して

以テ 皇上ノ聖德ニ報答シ、公共ノ福利ヲ増進スヘキハ、是レ

我カ國民ノ急務ニシテ佛祖化導ノ本誓亦實ニ此ニ存ス

といふが第二節の御諭してある、上は 天皇陛下無窮の御聖德に報答し奉り、下は社會公共の幸福と利益とを彌増進むべきは、實に吾人が畢生の大目的である、而して完

全に此の目的を達せんと欲せば退ては内を治め進んでは外に當り、内外相應じて國運を發展するを至要とす、これぞ吾々國民として暫時も怠慢に付すべからざる最大急務である、釋尊が此の世に出現し正法眼藏を開して衆生を御教化下さるのも、高祖太祖が此の國に降臨し修證不二の妙義を舉揚して國民を御教導下さるゝも、その根本の御誓願は唯々國を護り民を安んじ興ふるに永久不滅の幸福を以てし施すに二世安樂の功德を以てせらるゝの外はありませぬ、かく申したならば、それでは佛教なるものが單に世間教、道德教となつて、佛教の特色たる出離生死の法門、人生解脱の教義は全く匿れて了^{レヒ}へはせぬかとの疑を起す人があるやも知れねど、決してそうでは無い、言ふ迄も無く、人をして眞の人たらしむるが世間教で、人をして人間以上の大聖佛陀の域に至らしむるのが出世間の教で、佛教の大本領は全くコヽに在るのであるが、併しその佛の内容實質は何であるかといふに、本より萬德圓滿とも申せば輕しく之を説明することは不可能ではあるが、要を取ていへば斷德智德恩德の三德に歸するのであ

—(18)—

る、一切の煩惱妄想を解脱して惡業罪障の根本を斷ぜられたのが斷德、本性に具有せる智慧の光明を發揮して天然の妙理、人間の大道を顯現せられたのが智德、大慈大悲の誓願力を運らして一切衆生を濟度せらるゝのが恩德、此の三德の圓成せられたのが佛陀の御境界である、釋尊一代の說法、歷祖度生の教訓も亦た唯だ吾々をして煩惱を断じ智光を開き恩德を成せしめんが爲めの慈悲行である、言ひ換れば、完全無缺なる道德と光明正大なる智德と攝取不捨の仁德とが、佛陀の生命であり又吾々の理想である、煩惱は社會罪惡の源、無智は文化發展の敵、不仁は國家平和の魔なることを知らば、國民全體を擧げて佛陀の聖域に趣向するに非ざれば、決して眞箇の文明を見ることが出來ぬ道理である、ソコで第三段に於ては國運發展の要素たる教化の大本を示されたのであるが、これも亦た三節に分れて、先づ第一節には兩祖大師の御親訓を擧げて

正法弘通スレバ佛天衛護シテ王化太平ナリトハ、高祖大師至切

ノ親教ニシテ、忠孝雙ビ全ケレバ天地加護アリテ陰陽ノ惠ヲ受
クトハ、太祖大師徹憫ノ慈訓ナリ、

と御示しになつたのである、高祖大師は申す迄も無く大本山永平寺御開山承陽大師である、太祖大師は大本山總持寺御開山常濟大師である、此の兩大本山は曹洞一宗の頂點として一萬四千の末派寺院と壹千萬の檀徒信徒^{ことうりつ}とを總轄せらるゝことになつて居る、高祖大師は久我内大臣通親公の御子として正治二年正月二日（太陽曆の一月二十六日）に御誕生、八歳の時母を失なひ深く無常の理^{ことわり}を観じて菩提心を發し給ひ、十三歳の時家を出て翌年叡山に得度し、十五歳の時京都の建仁寺に投ぜられ、二十四歳の時支那に渡り遂に天童如淨禪師より、佛祖正傳の大法を相續し給ひ、御歸朝の後宇治の興聖寺を御建立遊ばされ、御住山十有一年の後越前の國守波多野義重公の懇請を容れさせられ、御年四十四歳の秋化を越前に移し給ひ、翌年を以て今の大本山永平寺を御開創あらせられ以て宗門の根本道場と御定め遊ばされた、而して大師は御年五十四

歳の八月廿八日（太陽曆の九月廿九日）の夜半を以て御涅槃に入り給ふたのである、又太祖大師は越前多稱邑の豪族瓜生氏^{うり}の御子として文永五年十月八日（太陽曆の十一月廿一日）に御誕生、六歳の時既に出家求法の志を起されたとある、八歳の時永平寺に上り高祖大師の一番の御弟子にして其の後を相續せられたる孤雲禪師を拜して沙彌と爲り十三歳にして得度し、十八歳の時遊方行脚の途に上り天下の叢席を徧參し、後竟に大事を徹證して曹洞三祖徹通義介禪師より大法を御相傳あらせられた、大師御化導の範圍は頗る廣く、永仁四年には阿波國海部^{うぶ}の郡司の請に應じて城滿寺の開祖となり給ひ、尋て師跡を繼て加州の大乘寺に住せられ、後同州の淨住寺及び能州の永光寺並に光孝寺に應請して何れも其の開山となり給ひ、最後に定賢律師の懇請を容れ今の大本山總持寺を御開創あらせられた、而して大師は御年五十八歳の八月十五日（太陽曆の九月廿九日）の夜半を以て御入滅遊ばされたのである、此の兩大師を本宗の兩祖と稱し奉り、長へにその慈教を奉戴しその鴻恩に報い奉るべきは、實に是れ本宗道

俗の大義である、故に兩大師の一言一行は盡く千古の龜鑑にして、片言隻字も萬世の模範に非ざるは無し、今の御教諭に御引きなされし承陽大師の御親教は正法眼藏辨道話の御文である、その全文を舉ぐれば「國家に眞實の佛法弘通すれば諸佛諸天ひまなく衛護するがゆゑに王化太平なり、聖化太平なれば佛法そのちからをうるものなり」といふのである、前にも述べたる如く、佛法は決して世間に遠ざかり人生を無視するやうな教へでは無い、唯だ吾々衆生が煩惱惡業の暗に迷ふて居るに依て、爲めに解脱の法門を開き下されたのであるから、八萬四千の聖教も其の歸する所は本來具有する本性の智德を顯現せしめ、更に進んては普く衆生を利濟して齊く賢聖の位に昇らしめ、その功德を回らして國家を擧げて最勝の佛淨土たらしむるに外ならぬ、三世の諸佛は淨信心の胸にそ其の光りを輝かし給ひ、諸天神明は正直の頭へにこそ其の靈を現はし給ふ、故に心淨く行なひ正しき時は、その心自から神佛の冥鑑に叶ひその身自から天地の公道に順ずるを以て、諸佛諸天も間断なく衛護せらるゝのである、「心だに誠

の道に叶ひなば祈らずとも神や守らん」て、誠の道に叶ふてこそ眞に能く天祐を保全し得るのである、故に正法盛んなれば一國の治化は益々平和隆昌の^續_{つづき}を現はし、聖化太平なれば正法彌々その勢力を開展すべきものである、又太祖大師の慈訓は傳光錄の中第十六祖の章に於ける御示として其の全文を舉ぐれば、「汝諸人悉く皆國士に孕まる、一天下國土上悉く是國王の水土に非ずといふことなし、然るに家に在れば親に仕へ國に侍べれば君に事ふまつる、是の如くなる時天地加護ありて自ら陰陽の惠を受く」といふてある、釋尊は成道の初めに於て梵網戒經を御説き遊ばされ「孝順は至道の大義である、忠孝は彝倫道德の大本、修身齊家の根柢、治國平天下の基礎である、忠を盡すは國を愛する所以にして、孝を行ふは家を護る所以である、佛教道德の標準は恩を報じ徳に酬ゆるに在り、而して報恩の本は必ず忠孝の二道に在らねばならぬ、忠を忘るゝ者は國民たるの職分を守ること能はず、孝を忘るゝ者争てか一家の繁榮を

圖ることを得んや、故に忠臣は必ず天の祐たすけを享け孝子は必ず神の恵みを受く、本文に天地の加護、陰陽の惠めぐみとあるはツマリ神明佛陀の御擁護を受くるの意である、天地は萬物の母、萬理の基もとてある、陰陽とは支那の易學の用語にして萬物化育の元氣が判かれて相反對せる性德せいたくを有する二様の氣をいふ、貝原篤信の解に「一氣の流行を陽とし收納を陰とし、長進を陽とし消退を陰とす云々」とあるが如し、今は天地といふと同一に見れば宜い、又御教諭文に至切とあるは御慈慮の至極せること、徹悟とあるは御親切の深厚なるをいふ、以上兩大師の御親訓は互に相表裡して居る、高祖大師は正法の二字を以て一切の道徳を包含し、太祖大師は忠孝の二道を擧げて道徳の根源を示されたのである、而して眞に能く忠孝の二道を全うして正法の功德を顯彰せんと欲せば、先づ以て力を信念の培養に盡すを至要とす、故に第二節に於て

願ミルニ國運ノ發展ハ國民智德ノ向上ニ在リ、而シテ智德ノ開發ハ金剛不壞ノ信念ヲ培養スルヨリ急ナルハ莫シ

と御諭し下されたのである、顧みるにといふは國運發展の大本に就て、兩大本山貫首猊下が深く思ひ遠く慮かりて御觀念遊ばされたことである、我が帝國の文運をして今後益々發達し開展せしむるの道は、國民の智識と道徳とを文明國民の最高理想に向つて進め上のぼせるといふに在るのである、世界の形勢を一面より觀察すれば全く智識の戰爭である、若し國民の智識が他國に對して遅れを取るやうであつたならば、到底衡を天下に争ふことは出來ぬ、恐らくは他の背後に立つて競爭場裡常に失敗者の位地に居らねばならぬ、行政學の教ふる所に依れば國家の政務を大別して、教政民政財政軍政の四種と爲すといふことである、教政は教育、宗教、美術、風俗、等に關する政務、民政は衛生、土木、警察、交通、郵便、電信、等に關すること、財政は國家及び國民の經濟に關すること、軍政は海陸軍に關すること、此れ等の政務を更張して理想的國家を實現するの本は矢張智識の發達に待たねばならぬ、我が國の現狀を見るに今猶ほ文明の半途に在りて未だ文化の頂てきに達せず、乃ち途中の活計にして歸家穩坐底の人と

は許されぬ、故に戊申の御詔書には、「戰後日尙淺く庶政益々更張を要す」と仰せ下されたのである、併し真正なる文明は決して智識の力のみで成功するものでは無い、圓満なる智識の發達を圖ると同時に健全なる道徳の涵養に努むることが最も必要である、健全なる國民の道徳といふは、教育勅語の御聖訓を服膺し所有方面に向つて之を實踐躬行することである、然るに現在我が國の道徳狀態は如何でありませう、表面は如何にも立派なる文明國のやうに飾り立てられてあるが、一たび社會の暗黒面を眺めたならば、實に苦々しき事柄の多いのに驚かざるを得ぬのである、子として親と争ひ妻として夫を訴へ兄弟相鬭き朋友相欺き、上に在る者は動もすれば驕暴に流れ、下に在る者は動もすれば放逸に走り、其の甚しさに至つては帝都の中央に酸鼻的犯罪者を出し、醜猥姪靡の風は殆ど天下に漲ざるといふ有様である、而して此の暗黒面が日を追ふて其の區域を擴張しつゝあるやに思はるゝ、是れ德育の暫時も緩かせにすべからざる所以である、國家の文明が日一日と進歩するにも拘はらず、斯くも淺ましき状態

を呈するに至りしは抑も何が原因であるかといふは、一言以て之を蔽へば智徳開發の淵源となるべき信念の缺乏して居るのが原因中の最も主たるものであらうと思ふ、而して信念の缺乏は教化の薄弱に基因することは勿論である、信念といふことは、精神の奥底に確固不拔の基礎がありて、精神の根柢をこの基礎の上に確立し、徹頭徹尾之に歸向し依憑して大安心を決定し、如何なる場合に處するとも曾て動搖すること無いのが信念である、普通に信といへば忠實至誠の徳であるから、他を欺かざること、約に違はざること、言行一致せること、猜疑を挾まざること等が信の美點であるか、宗教上殊に佛教上の信は、物質以上人生以上に宇宙に徧在して慈悲智慧圓滿なる佛陀の覺體を自己の本師本尊として、之に歸敬し奉り之に依憑し奉りて其の濟度を仰ぐ其の冥助を喜ぶのである、學者風にいへば、有限相待の自心を擧げて無限絶待の靈體に歸入せしめ、自づと宇宙の眞源に徹し天地の公道に遊ぶの大功德を成就するのである、是の如き信念が確立したならば、逆境に處するとも泰然として佛陀の慈恩を感謝し、

苦界に在りと雖も超然として佛陀の救濟を樂しみ、之に由て自然に心の煩悶を離れ邪欲を除き惡癖を矯め妄執を拂ひ、之を外に發すれば能く慈悲の行なひとなり報恩の務めとなり、未來際を盡し十方界に涉りて行願無邊なることを得るものである、華嚴經には「信は道の元功德の母たり一切の諸善法を長養す」とあり又「信は能く智の功德を增長す、信は能く必ず如來地に到る、信は諸根をして明淨ならしむ云々」もある、されば信念には自づと惡を去り善に進み徳を修め善を楽しむの妙用がある、それのみならず、逆境を變じて順境と爲し、苦痛を轉じて快樂と爲し、怨敵を化して味方と爲し、惡魔を化して良友と爲すの大功德がある、故に是を金剛不壞の信念といふ、金剛は天の寶の名で、其の性堅固にして如何なる物にも破壊せられず、其の用甚だ利にして如何なる物をも摧伏せずといふこと無し、乃ち富貴も淫すること能はず貧賤も移すこと能はず威武も屈すること能はずともいふべき、堅固不動の信念に喻へて金剛不壞といふたのである、培養の培はツチカフと訓じ、草木を育つるに土を被ふて饒し養ふ

ことであるから、表面的な淺薄なる信仰ではいかぬ、精神の奥底から深く信じ固く守るといふ、ソニて第三節には更に信念の徳を示して

信念堅實ナレバ、智ニ偏邪ナク徳ニ虛妄ナクシテ、國家ノ治績自カラ舉リ、佛祖ノ正法亦自カラ治チカラム、

と仰せられた、堅固にして眞實なる信念の力は實に偉大なるものである、信念は能く智識を整へて正しき方向に發達せしむる之力がある、偏邪といふは偏は一方に片寄りたる智識のこと、或は極端なる厭世思想に耽りて無暗に人生を悲觀したり、或は偏僻なる樂天主義に陥るりて何等の理想も無く無我夢中に生涯を送つたり、又は無神無靈魂などゝ唱へて敬神的信念や未來の觀念に迄も破壊を試みんとしたり、又は「夢の世に夢の如くに生まれ来て露と消えなん身こそ安けれ」といふやうに、唯だ世の中を夢なりと観じて人生を軽んじ、丸々人生に對する責任を無視するの類は皆な偏智の致す所である、殊に我が國の臣民であり乍ら無政府主義などを抱いて極惡重罪を犯す者の

如きは偏智の最も甚しき者である、邪とは中正に背くの謂であるから、斷滅の見を執するも常住の見に墮つるも齊しく邪見なることは勿論であるが、自分の智識を亂用し又は悪用するのも亦た邪智の仲間である、智慧なき者の惡事は小さくして且つ狭けれど、智慧ある者の惡行は大きくして且つ廣い、孔夫子は「紫の朱を奪ふを惡み鄭聲の雅樂を亂すを惡み利口の邦家を覆へす者を惡む」といはれてあるが、利口な者が馬鹿をする程恐るべきは無い、法律に明るい者が却て法網をくぐり、辯才に長ぜし者が却て其の非を飾る、伊達政宗の語にも「仁に過れば弱くなる、義に過れば固くなる、禮に過れば謔となる、智に過れば虛^{うそ}をつく、信に過れば損をする」とあるが、中正を失したる智慧は却て人を惑はし世を毒するの具となることが往々ある、然るに若し精神の奥底に深く信じ固く守る所があつたならば、其の心は常に佛の靈光に接し感謝の念に満たされて居るに依て、なにしに世を厭ふたり世を輕んじたりするやうな考が起りませう、又神明佛陀に對する觀念などは頗々確實になるは勿論のこと、心靈上の問題

などは一文不知の尼入道と雖も自ら能く之を解決して疑ふ所なきに至るものである、次に信念は能く吾人の道徳性を涵養して至誠眞實の根を固むるの力がある、虚妄とは○○○○○のことである、如何程立派なる道徳的行爲があうとも、虚偽の心より出たものでは決して其の價値を認むることが出來ぬ、吾々凡夫の常として心の底に信ずるものも恐るゝものも無ければ、其の言ふ所、行ふ所が知らずく、虚^{うそ}偽^{うそ}に流れ易いものである、業務に忠實を缺くとか事を行ふに信義を失するとかいふのは虚妄の體で、浮誇、虛飾、輕薄、詭黠などは虚妄の相である、浮誇とは夫丈^{それだけ}の實質なくして妄りに物を見せびらかすこと、虛飾とは内容に意^{こころ}を注がず唯だ外面のみを立派に飾りたがること、輕薄とは一時の間に合せ主義が上手主義で精神の籠つて居らぬこと、詭黠とは唯々世間の耳目を瞞着するに努むること、若し箇様なる惡徳があつたならば、孝も孝に非ず、忠も忠に非ず善も善に非ず、愛も愛に非ず、凡百の行爲も盡く虚偽の塊^{かたまり}物となつて了^しふ、然るに若し心に信ずる所守る所があつたならば、どうして其のやうな

虚偽うそいつぱいが出來ませう、達伯玉は深夜と雖まども禮節を變ずること無く、顏回は夜浴にも其の容儀を改ためなんだとある、是れ皆な信する所があつたからである、孔夫子は君子に三の畏れがある、一には天命を畏れ、二には大人即ち君主を畏れ、三には聖人の言を畏るといはれたり、此の中天命といふのが天地の照鑒である、之を畏るゝのは亦た是れ一種の宗教的信念である、天皇陛下の御製に「ためしなく開けゆく世を見ることも、みちびく神のあればなりけり」と御詠じ遊ばされ、皇后陛下は「人知れず思ふ心のよしあしを照しわくらんあめつちの神」と御詠じ遊ばされしが如き、如何に御信念の高く潔く且つ深くましますかを恐察し奉ることが出來て、ひとしほ有り難く感佩し奉るのである、以上述べたる如く信念培養の結果として國民一般の智識も道徳も中正にして且つ眞實となりしならば、必ずや國家の政治上の效績も自から舉りて益々國運の發展を促がし、從つて釋迦牟尼佛の聖教、兩祖大師の正法も亦た治ねく國家社會の各方面に敷き行なはるゝに至らんこと更に疑ひあるべからず、次に御教説の第四段

も同じく三節に分れ、その第一節には本宗教義の綱領を開示せられて

抑そぞ我宗修證ノ妙義タル、懺悔さんめいノ慈門じもんヲ開キテ三業ノ穢濁けいだくヲ淨除シ、正傳しやくノ佛戒ぶつかいヲ傳ヘテ本性ノ智德ちとくヲ顯現シ、利生ノ功德こうとくヲ慈悲ノ願心ニ攝メ、報恩ノ正道じょうどうヲ忠孝ノ行持ニ盡シ、以テ自覺覺他ノ佛德ヲ成滿スルニ在リ、

と御諭になつたのである、各位も御承知の通り我が曹洞宗に於ては、修證義と題する一篇の御文章を以て、信仰行持の標準と定められてある、此の修證義は五章三十一節に分れ、假名交りの御文章にて文字の總數が三千七百四字ほどある、如何なる人も覺え易く読み易い御文章である、而して此の御文章に於て明らかに信仰と行持とに關する千秋不磨の標準を御示し下されてあるのみならず、仔細に之を研究すれば、佛教八萬の法門も總て此の中に攝し盡して餘すこと無しといふも決して過言では無い、されば我が宗の檀徒信徒の人々は必ず此の修證義を拜持して朝な夕なに怠たらず之を

讀誦し、以て自己の信念を培養し精神道徳の龜鑑となし、現當一世の覺道を莊嚴せられたるものである、先づ簡単に修證義の題號を説明すれば、修とは佛道を身に行ふこと、證とは佛道を心に悟ること、悟るといふは心の本徳の現はれたことである、元來佛道といふは宇宙の精神、天地の大道を示されたものであるから、畢竟は人々具足箇々圓成の法である、その本來具有せる佛道が煩惱業障の爲めに蔽はれ狂げて六道輪阱の容と爲つて居たのである、信念發起の端的佛祖正傳の正法に導かれて、雲晴れて月の現するが如く、忽然として佛道の光明が吾人の信念中に輝きを現はして、此の身此の儘が佛の御心と一體になつたのが即ち悟りである、此の悟りが萬事萬物の上に作用を發して或は自利の妙行となり或は利他の道徳となり、千變萬化の大活動を現するのが即ち修である、然れば修といふも證といふも皆な本具の大道に基づきたるものにして、一分の證があれば必ず一分の修あり、十分の修あれば必ず十分の證あり、修なきの證は眞の證に非ず、證なきの修は眞の修とはいへからず、修證畢竟して一如なる

が故に、我が宗では是を本證妙修とも稱するのである、佛教八萬の法門も禪門幾千の公案もツマリ此の修證の二字の注脚といふても宜い、かく甚深微妙なる教義を詮表せられたのが此の一編の御文章であるから、是を修證義と名けたのである、さて一通り修證義の内容を述ぶれば、全篇を五章に分ち、第一章に於ては佛教の大目的は生死透脱に在ることを示し、尋て無常を諦観すべきこと深く因果を信すべきこと等の必要な心得が示されてある、第二章以下は正しく信仰行持の標準たる四箇の信條即ち我が宗の四大原則を示されたのである、四大原則とは第一懺悔滅罪、第二受戒入位、第三發願利生、第四行持報恩、以上の四箇條である、今の御教諭文は親しく此の四箇條の大綱を御示し下されたのである、先づ初めに「懺悔の慈門を開きて三業の穢濁を淨除し」とあるのが懺悔滅罪に當る、懺悔とは梵語には懺摩、譯して悔過といふ、梵漢兼ね擧げて懺悔と稱す、悔過は從前の過失を悔悟して深く自ら將來を警むの謂である、顏回の過を貳びせざることを力め子路は過を聞くを力む、人誰か過なからん、過ては

改むるに憚らざるは君子の美德である、然れども我が佛教の懺悔は更に甚深の意義を存す、熟々我が身の境界を顧みれば煩惱の雲は散じ難く菩提の月は藏れ易し、妄念處に随つて發し善心時を逐ふて滅せんとす、心に佛性の寶を具へて身は迷海の波に漂ふ、而して人生不如意多く世事缺陷なきこと稀れなり、是の如きは皆な無始劫來の煩惱惡業の致す所なることを自覺し、心中に慚愧して過を佛の御前に謝し而して如來大悲の御濟度を請ひ奉るのが、我が佛教に於ける懺悔の精神である、眞實に此の懺悔心が發りなば淨信の光明は心の底にまでも輝き涉るからして、煩惱の根本も自然に截斷せられ從つて罪障の根本も亦自然に消滅すべきものである、佛祖は曾て我等を哀み給ふの餘り懺悔といへる慈悲の法門を開きて御化導下されたのである、心の底きが斯く清淨なることを得ば、煩惱に穢れ業障に濁れる身口意の三業も亦自づから清淨潔白と爲り、從來本性を蔽ひ味ましたる諸の罪障は期せずして除き去らるゝものである、次に「正傳の佛戒を傳へて本性の智德を顯現し」とあるのが第二の受戒入位に當る、受戒入位

の語は梵網經の「衆生佛戒を受ければ即ち諸佛の位に入る、位大覺に同うし已る眞に是れ諸佛の子なり」の御文より出てたり、乃ち戒法を以て成佛の基礎と爲し、佛の御戒法を相續し奉る時即座に佛の子みことなり成佛得道の大因縁が決定する」といふ御教へてある、佛の御戒法とは普通に防非止惡を以て戒の義を釋して居るから、身口意三業の上に就て非を防ぎ惡を止むべき捷を定められたもので、取りも直さず佛教の道德律である、尤も戒法には大乘の戒あり小乘の戒あり一般に通する戒もあれば或る部分の者に限りて定められたる戒もありて、一代藏經を經律論の三大部分に分ち其の中の律部といふのが皆な戒法を説かせられたのであるから、非常に廣大無邊なるものであるが、我が宗に於て相傳する所の御戒法は總體で十六ヶ條に過ぎぬ、而して此の十六ヶ條は永久不滅の法典にして自性本具の德相を御開示下されたものであるから、在家出家を論せず老若男女に拘はらず、必ず之を受持し奉らねばならぬものである、能く之を受持し奉る時は、人間の智德を増進して眞善美的域に達せしめ、吾人日常の行爲の

上に諸佛諸祖の功德を顯現し、此の身此體が超然として佛の位に入り奉ることが出来るのである、その十六條とは三歸戒と三聚淨戒と十重禁戒とて、是を信仰門誓願門實踐門の三大部門に分つことが出来る、初の三歸戒とは所謂南無歸依佛南無歸依法南無歸依僧の三ヶ條である、佛は是れ正覺の體、法は是れ覺門に進入するの道、僧は是れ道を傳ふるの師なり、是を三寶と稱す、至心に此の三寶に歸依し奉る時は感應道交の功德力に依りて、三寶微妙の德は自から自己の身心に發現して、三寶と我れと一體無二の妙境に達することを得べし、是れ即ち信仰門である、次に三聚淨戒とは誓願門に屬す、第一の攝律儀戒は一切の惡を斷じ盡すを期とす、故に果上に至りては三身の中の清淨法身を成し三德の中の斷德を圓かにす、第二の攝善法戒は一切の善を積聚し盡すを期とす、果上に至りては圓滿報身を成し智德を圓かにす、第三の攝衆生戒は一切の衆生を濟度し盡すを期とす、果上に至りては應身を成し恩德を圓かにす、次に十重禁戒とは實踐門に屬す、乃ち機に應じ境に對して三聚の願心を實踐するの標準である、

其の戒目は第一不殺生戒、第二不偷盜戒、第三不邪淫戒、第四不妄語戒、第五不沽酒戒、第六不說過戒、第七不自讚毀佗戒、第八不憚法財戒、第九不瞋恚戒、第十不誘三寶戒といふのである、乃ち、他の生命を害すること無く進んで之を愛護せよ、他の財物を侵し掠むること無く進んで之を保護せよ、乃至、三寶を誹謗すること無く進んで正しき信念を增長せよといふの御戒めであるから、如何なる人にも能く解り、守らんと欲すれば誰にても守り得らるる、而して能く之を持ち守る時は人道も現はれ天理も明らかになり、本性の智慧も道徳も圓滿に顯現すべき筈のものである、次に「利生の功德を慈悲の願心に攝め」とあるのが第三の發願利生に當る、既に佛の御戒法を相傳して佛の子となりたる以上は此の身は最早佛界中の人である、されば佛の御心を以て我が心となし佛の御仕事^{さんじ}を以て我が仕事となすのが、吾々佛祖の兒孫たる者の生々世々の務めてある、佛の御心は大慈大悲である、大慈は以て樂を衆生に與へ大悲は以て衆生の苦惱を拔濟す、故に佛の御仕事といふは唯々一切の衆生を利益して本性の智徳

を開發せしめんとし給ふの外は無い、そこで吾々も亦た佛の御心に徴ひ奉りて大慈大悲の誓願を發し、此の大願心の力に依て未來際を盡して衆生利益の大功德を成就せんことを期すべきである、攝めとあるは衆生利益の善巧方便たる布施愛語利行同事の願はしき行なひも皆な大願心の中の妙用に過ぎざるを以て願心に攝めといはれたのである、次に「報恩の正道を忠孝の行持に盡し」とあるのが第四の行持報恩に當る、人の人たる務めは何を目的とするかといふに、一言以て之を盡せば報恩の二字に歸するのである、吾々御互は何に依て生れ何に依て成長し何に依て一身の康福を全うして居るかといふに、皆な是れ恩分の賜といはねばならぬ、佛教には四種の恩處を示されてゐる、第一には國王の恩、即ち 天皇陛下の御恩徳、第二には父母の恩、第三には衆生の恩、乃ち妻子兄弟朋友は言ふに及ばず社會同胞の恩惠を始め、世界の人類全體も亦た或る意味に於ける我等の恩人である、戊申の御詔書に「東西相倚り彼此相濟し以て、其の福利を共にする」と仰せ遊ばされたは、正しく衆生恩の御示しとも見奉ることが出

來る、更に一步を進めていへば禽獸蟲魚を始め草木水土に至るまで盡く恩分的關係を有して居らぬは無い、草木國土悉皆成佛の法門も皆なこれより生じて來るのである、以上三種の恩は主として世間の恩である、第四の三寶の恩は宗教的恩分であるからして、其の恩分の關係は盡未來際無限無窮である、修證義に於ては信仰の立場から主として三寶の恩を說かれたるも、其の實は四恩並べ報するのが本宗の教則であることは言ふ迄も無い、此の四恩に報ずるの正道は日々の行持を全うするに在るのである、行持とは佛の道を其の身に行ふことである、佛の道を行ふといふても別に變つた事を爲るので無い、乃ち人としての本務、國民としての天職を盡すのが取りも直さず佛法の行持である、故に忠孝の行持と仰せられたのである、忠孝は彝倫の大本にして道徳の淵源なり、忠道行なはれて國運築え、孝道立て家門興り、恭儉博愛の德も之れより起り、信義醇厚の俗之れに依て全きを得るものである、言ひ換れば十六條の戒徳の實現されたのが眞正の行持である、以上の四大原則の教義は實に是れ修徳の大本、成佛の

正徑であるが、要するに修と證との現はれである、而して其の歸する所は「以て自覺覺他の佛徳を成滿するに在り」て、圓滿なる佛の功徳を成就するのが佛教の最大目的である、佛の功徳といふは自覺覺他の覺行を圓滿し給ふたことである、自覺とは自性本具の智徳を顯現せしむること、乃ち自利利他の妙行を圓滿せられたのが佛の勝徳である、吾々も亦能く修證の妙義を信受奉行して忘ること無かりせば、世間に在りつゝも能く佛心の功徳を培養し、人生に處し乍ら能く佛界の莊嚴を新たにすることを得べし、依て第二節に於ては

若シ克ク之ヲ守ルニ淨信ヲ以テシ、之ヲ行フニ敬愛ヲ以テセバ、王法佛法兼ネ備ハリ、眞諦俗諦並ヒ全ク、國民ノ天職、佛子ノ本分タルニ於テ、遺憾ナキコトヲ得ム

と仰せられて、眞俗不二の妙諦を開示し御教諭の全篇を結ばれたのである、之を守り之を行ふといふは何れも修證義の四大原則を指されたものである、名利の志を以て道

を行へば忠孝も亦名利の道具となる、勝負の念を以て事に當れば仁義も亦我執の媒介となる、故に人間百般の行為は其の基礎を信念の上に置かねばならぬ、淨信とは金剛不壞の信念をいふ、信念なき時は佛法も亦世法と爲り、信念ある時は世法も亦佛法と爲る、金剛經には「信心清淨なれば則ち實相を生ず」とあり、高祖大師は「人まさに正信修行すれば利鈍をわかつ等しく得度するなり」と仰せられ、太祖大師は「正信若し起らば誰か道に入らざるを憂へん、此の疑ひ若し息まざれば永劫にも入り難し」と仰せられてある、内に清淨なる信念あれば必ず外に敬愛の徳現はる、敬とはツヽシミ又はウヤマフと訓じ恭敬と熟字し、自ら警めて怠慢ならず萬事を慎みて能く長上に事ふるをいふ、故に敬は禮節の本、信仰の基である、愛とはシタシミ又はイックジムと訓じ親愛と熟字し、親情を以て上に對し慈念を以て下に接するをいふ、教育の御勅語に「恭儉己れを以て博愛衆に及ぼす」と仰せられてあるが、恭儉は敬の徳で博愛は愛の徳である、敬を以て自覺の要素とすれば愛を以て覺他の要素といふことも出来る、若

し能く是の如くなることを得ば、日々夜々の爲る事作す事が盡く信念の妙用となり慈悲の行願となる、乃ち「平常心是れ道」の妙義は自ら此の中に現はれて来る、故に王法と佛法とが兼ね備はり、眞諦と俗諦とが並び全うして、人道佛道兩つ乍ら吾々の身心に圓成することが出来るのである、王法とは君王が國を治め民を安んじ給ふの法で、佛法とは佛祖が世を濟ひ人を導き給ふの法である、又眞諦とは眞は眞如實際の法常住不滅の理である、換言すれば佛果位の法門である、故に眞諦門よりいへば、人生の繫縛を離れ生死の苦惱を脱し超然として平等一如の本體に安住するといふ、さればとて決して厭世でも遁世でも無い、我が宗に於て坐禪三昧に入りし時の如き、一切の二見對待を離却して身心俱に大解脱地に安往するが如きは眞諦門の妙味である、又信仰上より申しても、歸依三寶の時に我を忘れ已れを忘れ、唯だ信念のみありて天を蓋ひ地を蓋ひ、身心俱に諸佛の光明に包まれて我と佛と二面なきに至る、亦是れ眞諦門の分際である、俗諦とは世間差別の法門であるから、一切の道德は皆な二物相對の上

に建立せらるゝ、乃ち君臣の關係、親子の關係、夫婦、兄弟、朋友の關係といふやうに、彼と此と相對する上に現はれたる人事的法則である、諦は眞實不虛の義であるから眞理といふに同じ、要するに眞諦は道の本體に達するの法門にして、俗諦は道の應用に通するの法門である、體用殊なりと雖も道は只た一なるを以て、眞俗元來不二である、然るに金剛不壞の信念を有せざる者は、唯だ俗諦差別の事相を執して眞諦平等の理體に味きを以て、生死の問題に迷ふて安心を決定すること能はず、順逆二境の波に搖られて自己の立脚地を失墜するに至るものである、道徳の頽廢も人欲の猖獗も風紀の紊亂も多くは此の處より發生し来る、故に心を佛の正法に歸して誠を君王の國法に盡し、信仰を佛果圓滿の眞諦に安住して行持を國家社會の俗諦に運用し去らば、法華經にも「治生産業皆な正法と違背せず」と仰せ下されしが如く、人事上一切の行動がソツクリ佛の御戒法の功德となつて現はれ、吾々の一舉一動一進一退が其の儘自觉覺他の佛徳を圓成することとなるのである、斯くしてこそ國民としての職責も立派

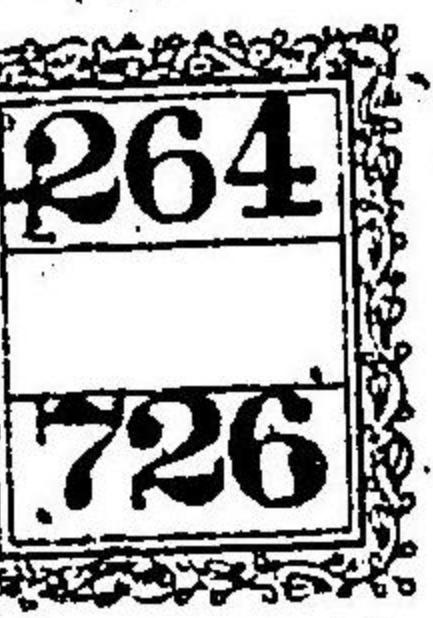
に果すことが出来、佛弟子としての本分も完全に盡すことが出来、人生の目的からいふても、佛教の方針からいふても、殆ど遺す所なく、憾む所なきことが得らるるであろうとの御示してある、天職とは天然に定まりし務めにして人力を以て變すべからざるといふ、本分とは本來固有の職分にして必ず行はざるべからざる務めをいふ、次に最後の御文章たる第三節に於て

我宗ノ道俗、其レ克ク旃チ勉メヨ、

と懇ろに勸誠の御辭を下されたのである、道とは道に入りて出家したる者を指し、俗とは在家の檀徒信徒を指されたのである、尤もイツも申し述ぶる通り我が宗には嗣法相傳と戒法相續との二門がある、嗣法相傳は本師の室内に投じて佛祖の心印を單傳するのであるから専ら出家にのみ限られてある、併し坐禪三昧に入りて自己の心地を開明し、針芥相投する所に於て師家の證明を稟くることは、出家在家ともに少しも變りは無い、次に戒法相續には傳戒と受戒との別がある、傳戒は戒法及び室内的秘軌を傳

ふるのであるから出家に限るが、受戒は單に佛祖正傳の大戒を授受するのであるから出家在家ともに同一である、而して此の區別は佛法の相續者たる専門僧侶と一般信徒との間に於て、儀式上自然に分れたるものであつて、禪といひ戒といひ法その物の上には出家と在家とに依りて、寸毫の異なりもあろう筈が無い、且つ夫れ禪と戒とは畢竟して一如である、自己の心地を開明して本分の三昧に安住するのが禪で、心地の戒徳が萬境に應じて妙用を現はすのが戒である、禪は佛戒の本體にして戒は禪心の妙用ともいふべきものである、此等の委しき意義は其の師に就て能々心得て置くべきことである、故に兩大本山貫首猊下は「我宗の道俗」と御呼出しになつて、其れ克く旃を勉めよ、前來教諭したる事柄を十分に領解して、「國家の爲め人道の爲めに克々これを勉めて呉れよ、佛法の爲め人類の爲めに克々これを勵んで呉れよとのことである、然れば吾々御互は至誠眞實に此の御教諭の御趣意を會得して、寢ても寤ても金剛不壞の信念を培養するの志を勵まし、念々切々に懺悔受戒利生報恩の信條を實踐し、相共に

教化の普及と民力の涵養とを期し、國光の宣揚と治績の擴充とに努め、以て 天皇陛下無窮の御聖徳に報答し奉つり、高祖太祖罔極の御慈恩を感謝し奉つるが、我が宗道俗の最大急務である



發行所

東京市芝區芝公園第七號地二番

曹洞宗務院

印 刷 所

株式会社秀

英

舍

東京市京橋區西糀屋町廿六七番地

太田音次郎

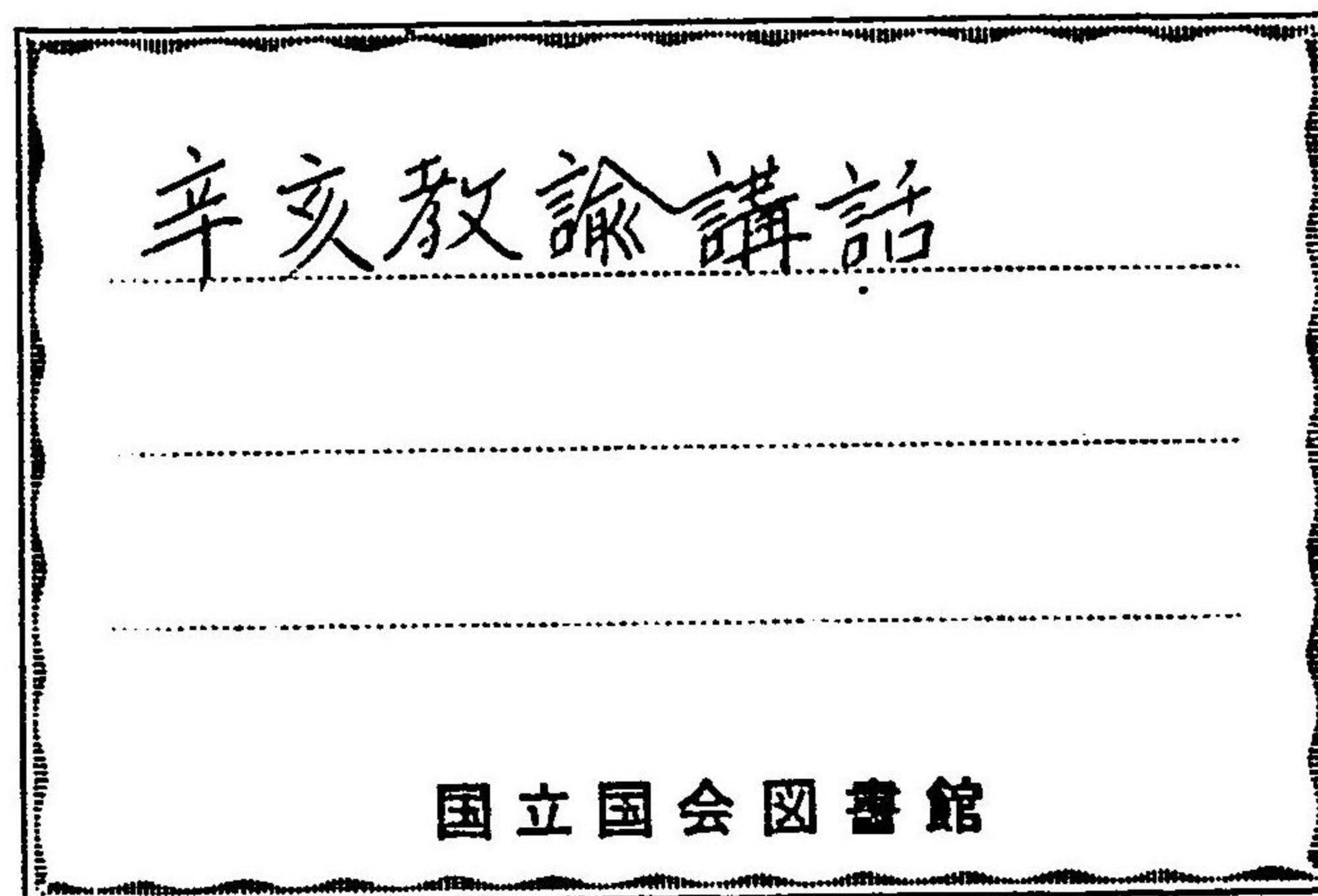
代表者 粟木智堂
發行者兼 曹洞宗務院

東京市芝區芝公園第七號地二番

明治四十四年二月十五日印刷
明治四十四年二月十九日發行

J-26

64
9



019551-000-3

特49-454

辛亥教諭講話

曹洞宗務院

M44.2

ABG-0323

